

議案第八十五号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に次の一条を加える。
（技術管理者の資格）

第七十条の二 法第二十一条第三項に規定する条例で定める資格は、区規則で定める資格とする。

別表一廃棄物処理手数料の部手数料の欄中「三十二円五十銭」を「三十六円五十銭」に、「六十一円」を「六十九円」に、「二千二百円」を「二千五百円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、別表の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「新条例」という。)別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定(ただし書に係る部分に限る。)は、平成二十五年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十五年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するもの限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

(説明)

廃棄物処理手数料を改定するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の施行による廃棄物

の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。